別紙

**業務委託仕様書**

第１　業務概要

１　委託名称

（仮称）身体障害者更生訓練センター新築工事に係る基本・実施設計等業務委託

２　計画施設概要

(1)施設名称　　（仮称）身体障害者更生訓練センター

(2)施設の場所 　秋田市御所野下堤五丁目１番地の１

(3)施設用途　 　障害者支援施設

３　業　　　務

(1)（仮称）身体障害者更生訓練センター新築工事の基本設計

(2)（仮称）身体障害者更生訓練センター新築工事の実施設計

(3)新築工事に係る敷地の測量調査、地質調査、造成設計

４　委託期間

契約締結日から平成３１年３月３１日まで

ただし、基本設計については平成２９年９月１５日まで、実施設計については平成３０年３月３１日まで、測量調査、地質調査、造成設計については、契約業者と協議のうえ別に定める。

なお、社会福祉施設等整備補助金の協議書添付書類となる工事工程表、設計図（配置図、建物平面図、建物立面図、各室面積表、敷地の写真、見積書（設計業務見積書、施設建設等設計見積書）、開発許可が必要な場合の申請の添付書類となる図面等については平成２９年９月１５日までとする。

５　設計与条件

　設計与条件は、別添「（仮称）身体障害者更生訓練センター整備基本計画」のとおりとする。

(1)敷地の条件

　①敷地面積　　　約１２，０００㎡

　②都市計画区域　秋田市都市計画区域（秋田新都市老人福祉総合エリア地区計画）

　③区域区分　　　市街化区域

　④用途地域　　　第一種住居地域

　⑤建ぺい率　　　６０％

　⑥容積率　　　　２００％

　⑦防火地域　　　建築基準法第２２条区域

　⑧日影制限　　　あり（１０ｍ制限は平均地盤面からの高さ４ｍ、日影時間５ｍ～１０ｍ

が５時間、１０ｍを超える場合は３時間）

　⑨前面道路　　　幅員９ｍ（ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装片側1車線ｾﾝﾀｰﾗｲﾝ有）歩道との段差　０．１５ｍ

歩道：候補地側３ｍ

⑩地 目　　 　　宅地

(2)施設の条件

①障害福祉サービス棟　（夜間利用あり）１棟

ア　施設の延べ床面積　　約３，０００㎡

イ　構造　　　　　　　　主な構造は鉄筋コンクリート造とするが一部木造も可とする。

平屋建

ウ　障害福祉事業等の種別及び利用定員等

　　・施設入所支援　４０名

　　・昼間利用サービス（生活介護　５０名・自立（機能）訓練　１０名　合計６０名）

　　・相談支援事業

・地域交流事業（地域住民との交流ができる空間の整備）

　　・予定職員数 　３０名

　　　②その他

　　　　ア　駐車場　　・利用者来客用駐車場１０台（車いす利用者用５台分含む。）

　　　　　　　　　　　・職員駐車場３５台

イ　外構　　　・散策路、敷地内通路、園庭等

(3)建設の条件

①概算事業費　　８１９，０００千円（消費税及び地方消費税含む。）

②工事工期　　　平成３０年８月～平成３１年３月３１日（予定）

６　共通事項

（総則）

(1)設計業務受託者（以下「受託者」という。）は、公共の利益のために、より高度な知識

と経験により、誠意をもって設計に当たらなければならない。

(設計に対する態度）

(2)受託者は発注者の示す設計業務内容等に従って設計するものとし、各種条件設定、材料、工法等比較検討し、精査するものとし、過大な設計を行ってはならない。

(3)受託者は、本設計に関する説明や対応などについては、責任をもって行うものとする。

(一般事項）

(4)基本設計業務は、指示された設計与条件及び適用基準等によって行うものとする。

(5)実施設計業務は、指示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等によって行うものとする。

(業務計画書等の提出）

(6)受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、発注者の承認を受けること。

(7)受託者は、事業予定に基づき設計業務実施工程表を作成し、発注者の承認を受けなければならない。また、業務進捗状況を発注者に報告しなければならない。

(事前協議等）

(8)受託者は、建築物の立地する関係官公庁等との打合せを行い、関係諸法規及び行政指導事項を遵守して設計するものとする。

(9)受託者は、業務の詳細について発注者と連絡をとり、十分に打ち合わせを行い業務の目的を達成しなければならない。また、この仕様書に記載されていない事項については、発注者と協議して進めること。

(10)受託者は業務内容に疑義があるときは、速やかに発注者の指示を受けなければならない。また、本仕様書に明記されていない事項については、受託者と発注者が協議の上定めることとする。

(11)各種打合せの結果、設計に重大な影響を及ぼす事項がある場合は、遅滞なく発注者に連絡しなければならない。

(著作権等）

(12)設計図書等の著作権等は、一切を発注者に帰属するものとし、必要に応じ、発注者において設計の内容を変更することができるものとする。

(基準等）

(13)設計に当たっては、現行の関係法令、基準等を遵守して行わなければならない。

(関係書類等）

(14)受託者は、秋田県営繕工事設計業務委託関係様式集に準じ、関係書類を提出しなければならない。

(秘密の保持）

(15)発注者が保管する資料等については、受託者からの申出によって貸与することができる。

(16)受託者は、作成する設計図書及びそれに係わる資料並びに、発注者から提供を受けた関連資料を当該設計に携わる者以外に漏らしてはならない。

(その他）

(17)補助金申請等に必要な資料作成に協力すること。

(18)建築士法による重要事項説明の手続きを行うこと。

(検査）

(19)受託者は業務が完了したときは、業務完了届けを提出するとともに成果品を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

(20)検査に合格しなかった場合、直ちに受託者は修補を行い、修補完了の検査を受けるものとする。

７　管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

(1)建築士法による一級建築士

(2)専門分野を担当する主任技術者の資格要件は次のとおりとする。

①建築（総合）

　一級建築士の資格を有するもの

②建築（構造）

　一級建築士又は構造設計一級建築士の資格を有するもの

③電気設備

　一級建築士又は設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有するもの

④機械設備

　一級建築士又は設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有するもの

８　業務内容

(1)基本的要件

①別添「整備基本計画」の目的、方針、意図等を十分に理解し、設計を行うこと。

②現地を詳細に調査し、設計を行うこと。

③関係機関との打合せ等を必要に応じて行うこと。

(2)設計業務等の範囲等

①基本設計業務の内容

各種条件の技術的検討を行い、建築物の機能と空間構成を具体化した基本設計図書を作成する。

　ア 次に掲げるものを内容とする基本設計説明書の作成

　　・基本設計方針、概要

　　・建築の設計概要、構造設計概要、仕様概要及び仕上表

　　・設備の設計概要、仕様概要及び各種技術資料

　　・設計経過説明書

　　・設計与条件との比較

　　・同種施設との比較

　　・特殊な工法、材料、意匠の妥当性

　　・施工計画の妥当性

　　・工事費概算書

　　・工程計画の概要

　　・施設計画策定にあたっての環境配慮事項報告書

　　・リサイクル計画書

　イ 次に掲げるものを内容とする基本設計図の作成

実施設計の基本となる案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、簡易な透視図、及び設備概要図他

　ウ 建物の基本的な機能、性能あるいは安全性を維持するための中期的な修繕計画の作成を行う。

エ 新築に伴う各会議、説明会用の資料作成

　オ その他基本設計に必要な業務

　　　申請手続き支援業務（社会福祉施設等施設整備費国庫負担補助申請支援業務）

　　②実施設計業務の内容

提示された設計与条件及び適用基準等によって実施設計図を作成する。

　ア 建築工事 実施設計 （総合、構造）

　イ 電気設備工事 実施設計

　ウ 機械設備工事 実施設計 （給排水衛生設備、空気調和設備、昇降機設備、ガス設備）

　エ 外構工事・植栽工事 実施設計

　オ 工事費の積算（各工事ごと）

　カ 確認申請書の作成及び申請から確認済証の受領までの業務

　キ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の届出

　ク 外観パース(鳥瞰図)の作成

　ケ 工事工程表の作成（各工事ごと）

　コ 各種システム、コスト等の検討

　サ 秋田県バリアフリー条例の届出書

　シ 秋田県建設リサイクル法の届出書

　ス その他関係届出書

③工事監理業務

ア 工事監理に関する業務

・設計内容を把握し請負者等に正確に伝えるための業務

・施工図等を設計図書に照らして検討する業務

・工事の確認及び報告

・工事監理業務完了手続き（業務報告書等の提出）

　　イ 工事の契約及び指導監督に関する業務

施工計画を確認又は検討する業務

ウ 関連工事の調整に関する業務

工事が複数の請負者等に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて請負者等の協力を受けて調整を行うべき事項を検討し、その結果を報告すること。

エ 施工計画書等の特別の検討・助言に関する業務

オ 完成図の確認

カ 関係機関の検査の立ち会い業務

④その他業務

　　　　ア 敷地測量調査

　　　　 ４級基準点測量　８点

　　　　 地形測量（平面測量）　０．０１５ｋ㎡

　　　　 応用測量（縦横断測量）　１式

　　　イ 地質調査

ボーリング調査　４本（２２ｍ／本）　φ８６ｍｍ１本　　φ６６ｍｍ３本

標準貫入試験　１式

室内土質試験　１式

　　　ウ 造成設計

　　　　 整地設計、排水設計等を行う。

　　　エ その他

　　　　　関係機関と十分に調整をとりながら開発行為許可申請が必要となる場合は、書類、図面を作成し、申請業務を行うこと。

９　適用基準等

(1)建築基準法

(2)都市計画法

(3)消防法

(4)障害者総合支援法

(5)秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例

(6)秋田市景観条例

(7)秋田市宅地開発に関する条例

(8)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

(9)その他関係法令

１０　設計図書

(1)各種条件設定、材料、工法、方法等比較検討して総合調整を行い、基本設計・実施設計の詳細な打合せを定期的に行うものとする。なお、打合せ等の記録簿は受託者が作成し、双方で保管するものとする。

(2)契約締結後、設計の工程表を作成し、提出するものとする。

(3)設計図書及び設計内訳書等については、受託者のチェック体制を明示し提出するものとする。

(4)作成する設計図書はすべて受託者の責任において不備のないようチェックし、万全を期したものを提出するものとする。

１１　手続きを履行する範囲

(1)関係官庁等との協議、届出等の一切の手続き及び提出書類の作成

(2)その他必要事項

※上記に要する費用は、すべて本委託に含む。

１２　提出書類

(1)業務計画書

　　業務計画書には、次の事項を記載すること。

・検討業務内容

・業務遂行方針

・業務詳細工程

・業務実施体制及び組織図

・管理技術者、各担当主任技術者一覧表及び経歴書

・協力事務所がある場合は協力事務所の概要及び担当技術者一覧表

・業務フローチャート

・打合せ計画

・その他発注者が必要とする事項

(2)打ち合わせ及び記録

　　打ち合わせは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、提出すること。

・業務着手時

・その他、発注者又は受託者が必要と認めたとき。

１３　成果品

(1)成果品内容及び部数

　・成果品は原則全て製本及び電子データで納品すること。

　・電子成果品は格納した電子媒体（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）を２部納品すること。

・製本は指定されたものを除き、設計図はＡ２版、その他計算書や資料等はＡ４版を基本とする。

・製本は４部納品すること。

成果品（基本設計）

|  |
| --- |
| (1)基本設計説明書  (2)建築総合設計図  　・仕様概要書（設備共）  　・仕上表  　・面積表  　・敷地案内図  　・配置図  　　・平面図  　・立面図  　・断面図  ・透視図  (3)工事費概算書（設備共）  (4)概要工程表  (5)その他基本設計に必要な業務 |
| 成果品（実施設計） |
| (1)次に掲げるものを内容とする実施設計図の作成   1. 建築意匠設計図 2. 建築構造設計図 3. 電気設備設計図 4. 給排水衛生設備設計図 5. 空気調和設備設計図 6. 昇降機設備設計図 7. ガス設備設計図 8. 電子データ 9. 製本（縮小版製本含む）   (2)構造計算書等の作成  (3)設備設計計算書の作成  (4)特記仕様書の作成  (5)工事費内訳書の作成（※工事毎、工程毎に数量の積算過程を明記した積算調書を作成すること。）  (6)透視図（カラー）の作成 （外観１面,内観２面程度）  (7)施設計画策定にあたっての環境配慮事項報告書の作成  (8)リサイクル計画書の作成  (9)秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例に基づく必要な図書の作成及び手続きの代行  (10)建築基準法等関係法令に基づく必要な図書の作成及び手続きの代行  (11)都市計画法による開発許可申請に必要な図書の作成及び手続きの代行  (12)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による申請(建築物エネルギー消費性能確保計画書の作成及び提出）  (13)高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に基づく必要な図書の作成及び手続きの代行  (14)補助金申請書類の作成  (15)その他実施設計に必要な業務 |

|  |
| --- |
| 成果品（その他業務） |
| (1)敷地測量図  (2)地質調査報告書  (3)土地利用計画図  (4)敷地造成計画平面図  (5)造成計画断面図  (6)排水計画平面図  (7)造成工事設計内訳書（金入り、金抜き） |

(2)成果品の納入場所及び納入期限

　　・納入場所　　　秋田市御所野下堤五丁目１番地の１

秋田県社会福祉事業団事務局

　　　　・納入期限

基本設計　平成２９年９月１５日

実施設計　平成３０年３月３１日

その他業務　契約業者と協議のうえ別に定める。

　　　　 　※検査を受け納入となるので、あらかじめ検査期間、修補期間を考慮し、納入

期限前に成果品を提出し検査を受けてください。